

# 病院だより

市民病院管理課  
☎43-2511(代表)

## 4月から産婦人科の診療体制が変わります

産婦人科の入院・分娩業務を休止します

4月から産婦人科の常勤医師が不在となるため、入院と分娩業務を休止し、外来診療のみとさせていただきます。

市民病院では、産婦人科医師と小児科医師の連携が不可欠であるため、何とか早い時点で小児科の常勤医師を確保するよう最大限の努力をして参りましたが、当面、常勤医師の確保ができない見通しとなりました。これに伴い、産婦人科は非常勤医師のみとなるため入院と分娩業務を休止せざるを得ない状況となりました。

4月以降は、掛川市立総合病院との連携を基本に市民の皆さんが安心して出産できるよう万全を期して参りますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、婦人科検診はこれまでどおり市民病院で行います。



## 4月からの外来の診療体制

曜日 診療時間 担当医師

月 午前8時30分～午後4時30分 掛川市立総合病院医師 (元袋井市民病院 井嶋理恵医師)

火 午前8時30分～正午 浜松医科大学医師

水 午前8時30分～正午 浜松医科大学医師

木 午前8時30分～正午 掛川市立総合病院医師

金 休診

( ) 6月からは、水曜日も休診になります。

出産にかかる受診方法

・妊娠35週までは原則として、袋井市民病院で受診していただきます。また、掛川市立総合病院での分娩を前提に、妊娠10週前後に一度、掛川市立総合病院で受診していただきます。

・妊娠36週以降は原則として、掛川市立総合病院で受診・分娩していただきます。

・夜間や休日、休診日の救急対応は、ご面倒をお掛けいたしますが、掛川市立総合病院での受診をお願いします。

# 国保ガイド

## 「限度額適用認定証」で高額療養費の支払いが便利に

国民健康保険(国保)では、医療機関にかかった場合、所得や年齢に応じて、医療費の1割から3割の自己負担額を支払います。

これまでは、同じ月に同じ医療機関(総合病院などは診療科ごと)に支払った金額が、自己負担限度額を超えた場合は、後日、高額療養費として、皆さんの申請により払い戻してまいりました(自己負担限度額は下表参照)。

4月からは、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、自己負担限度額分だけの支払いで済むようになります。

### 限度額適用認定証の申請

入院など医療費が高額になる場合は、事前に申請してください。申請は、同居のご家族の方でも結構です。

対象 次のすべてに当てはまる方  
70歳未満で国保に加入している方  
入院している方または、寝たきりで特定の医療機関の在宅診療を受

### 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降(1)
総所得金額が600万円を超える世帯	150,000円(2)	83,400円
一般世帯	80,100円(3)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- (1) 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合。  
(2) 支払った医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%の額を150,000円に加算した額が自己負担限度額です。  
(3) 支払った医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%の額を80,100円に加算した額が自己負担限度額です。

けている方 国保税を完納している世帯の方または、特別の事情があると認められた方  
持ち物 国保の保険証、認め印  
申請場所 市役所1階市民課国保年金係・支所1階市民サービス課窓口係



市民課国保年金係 ☎443113 市民サービス課窓口係 ☎239212